

令和4年4月1日から成年年齢が18歳となります

成年になると、自由に契約をすることができるようになりますが、契約は一度成立してしまうと取り消しできないこともあるため、注意が必要です。

☆契約の成立について

契約は口約束でも成立します。「買ってください」⇒「はい」
これでも契約です。契約が成立してしまうと取り消しができないこともあります。これはネット上の取引でも同じです。

- ①商品を選び、カートに入れる。
- ②支払い方法を選択し、相手方にデータを送信する。(申し込み)
- ③相手方から受け付け完了メールが届く。⇒**契約成立!**

申し込みする前に、注意事項や本当に欲しい商品で間違いがないか確認を忘れずに！
やり取りしたメールや商品情報は削除せずに残しておきましょう。

おかしいな!困ったな!ご相談は ▶たつの市消費生活センター(商工振興課内 ☎64・3250)

子育てつどいの広場 4月のイベント情報

	ひろば活動	絵本の読み聞かせ
龍野 子育てつどいの広場 (☎62・9255)	【誕生会】ひろば ■とき 4月22日(金) 11時～ ■ところ 龍野子育てつどいの広場 ■内容 4月生まれのお友達のお祝いとわらべうたを楽しみます。	■とき 4月14日(木) 11時～ ■ところ 龍野子育てつどいの広場
新宮 子育てつどいの広場 (☎75・4646)	【砂場あそび&草引き】ひろば ■とき 4月27日(水) 9時30分～ ■ところ 新宮こども園 園庭 ■内容 子どもたちは砂場あそび。親は園庭と花壇の草引きで春の空気を満喫します。(雨天中止)	■とき 4月19日(火) 10時40分～ ■ところ 新宮総合支所 コリドール
揖保川 子育てつどいの広場 (☎72・6577)	【レッスンdeヨガ】ひろば ■とき 4月20日(水) 10時30分～ ■ところ 揖保川子育てつどいの広場 ■講師 塩谷 幸美さん(触育士) ■内容 親子で楽しめるヨガ・タッチセラピーレッスンです。(定員6組・要申し込み)	■とき 4月8日(金) 11時～ ■ところ 揖保川子育てつどいの広場
御津 子育てつどいの広場 (☎322・2208)	【おたんじょう会】ひろば ■とき 4月22日(金) 10時30分～ ■ところ 御津子育てつどいの広場 ■内容 4月生まれのお友達のお祝いと、人形劇グループ「しらゆきひめ」のみなさんによる人形劇を楽しみましょう。	■とき 4月1日(金) 11時～ ■ところ 御津子育てつどいの広場

令和4年度
「わくわく親子講座」
参加者募集中!

講演会などの子育てに役立つ学習会を年間8回開催します。(託児あり)
詳細は、各子育てつどいの広場にある募集チラシをご覧ください。
■申込期限 4月22日(金)



- 家庭不用品交換情報コーナー**
3月14日現在の登録品
- 【有料】譲りたい品物**
琴丘高校男子制服と通学カバン、佐用高校女子制服、第一弘光こども園のハーフパンツ・リュック・カラー帽
- 【無料】**
ランドセル、五月人形、ひな人形、御津北こども園のスモック・体操服上下・帽子(黄色)、誉田小学校夏冬用スカート、龍野東中学校体操服、中型犬キャリーケース、盆栽鉢、ジョイントマット、ベビーベッド
- 【有料】**
ベビーサークル、ベビーゲート、ベビーフェンス、石臼(石の台付)
- 【無料】**
鯉のぼり、第一弘光こども園の制服、新宮小学校制服、香島小学校制服、大人用三輪自転車、二輪車、グランドゴルフのクラブ、ボールケース
- ※最新の登録状況は、本庁又は各総合支所の不用品交換掲示板又は市ホームページを確認ください。
- ▼環境課(☎64・3150)
 - ▼新地域振興課(☎75・0253)
 - ▼旧地域振興課(☎72・2523)
 - ▼地域振興課(☎332・2208)

特別指定区域の指定のお知らせ

市では、市街化調整区域の建築規制の緩和により地域の活性化を図るため、県の「特別指定区域制度」を活用したまちづくりを進めています。
このたび、県から「工場等誘導区域」の指定を受けましたのでお知らせします。

- 指 定 日** 令和4年3月8日
- 区域名称及び指定区域**
【地域産業発展型】 揖保町揖保中の一部、誉田町下沖の一部、神岡町追分・野部の一部、揖保川町大門の一部
【幹線道路活用型】 揖西町土師・小畑の一部、神岡町奥村の一部
 ※区域については、市ホームページ又は都市計画課窓口にてご確認ください。
- 建築用途** 下表のとおりですが、詳細は都市計画課までお問い合わせください。

区域名称	建築用途
工場等誘導区域	地域産業発展型 ①次に掲げる事業を営む工場 (業種は日本標準産業分類による業種とし、建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く) (1)食料品製造業 (7)ゴム製品製造業 (13)生産用機械器具製造業 (2)飲料・たばこ・飼料製造業 (8)窯業・土石製品製造業 (14)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (3)繊維工業 (9)鉄鋼業 (15)電気機械器具製造業 (4)木材・木製品製造業 (10)非鉄金属製造業 (16)輸送用機械器具製造業 (5)パルプ・紙・紙加工品製造業 (11)金属製品製造業 (17)その他の製造業 (6)プラスチック製品製造業 (12)はん用機械器具製造業
	幹線道路活用型 ①次に掲げる事業を営む工場 (業種は日本標準産業分類による業種とし、建築基準法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く) (1)食料品製造業 (7)ゴム製品製造業 (13)生産用機械器具製造業 (2)飲料・たばこ・飼料製造業 (8)窯業・土石製品製造業 (14)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (3)繊維工業 (9)鉄鋼業 (15)電気機械器具製造業 (4)木材・木製品製造業 (10)非鉄金属製造業 (16)輸送用機械器具製造業 (5)パルプ・紙・紙加工品製造業 (11)金属製品製造業 (17)その他の製造業 (6)プラスチック製品製造業 (12)はん用機械器具製造業 ②倉庫(建築基準法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く) ③貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供するもの

備考
 ・開発(建築)許可申請時に地元自治会の同意書の添付が必要です。
 ・指定区域内に土砂災害警戒区域等が含まれる場合、令和4年4月1日から、避難場所の位置及び避難経路を示した図、市からの指示に従い適切に避難する旨の誓約書の添付が必要です。

▶都市計画課(☎64・3223)

特別指定区域の取り扱い変更のお知らせ
 近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市計画法が改正されました。施行後は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域(以下「イエロー区域」という)において、特別指定区域の指定や同区域内での開発(建築)許可ができなくなります。
 しかし、兵庫県においては、市街化調整区域で推進してきた地域活力を維持するまちづくりを継続するため、人命の安全と経済活動のバランスに配慮し、イエロー区域であっても、一定の安全性を確保すること等により、特別指定区域の指定や同区域内での開発(建築)行為が可能となるよう県都市計画法施行条例が改正されますので、お知らせします。

主な改正内容
 特別指定区域内にイエロー区域を含む場合、開発(建築)許可申請者が避難に関する書面を提出することを求む、許可を行う。
【避難に関する書面】
 避難場所の位置及び避難経路を示した図、市からの指示に従い適切に避難する旨を誓約する書面など

施行日 令和4年4月1日
▼都市計画課(☎64・3223)